

船舶事故調査報告書

令和6年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）
委員 上野 道 雄
委員 岡本 満喜子

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 令和5年11月8日 08時20分ごろ |
| 発生場所 | 北海道森町森港東北東方沖 森港西防波堤灯台から真方位061° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯42° 07.4′ 東経140° 37.1′） |
| 事故の概要 | 漁船第七海運丸 ^{かいうん} は、たこ箱漁の操業中、船長が負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 令和5年11月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 第七海運丸、6.6トン HK2-19607（漁船登録番号）、個人所有 13.57m（Lr）×3.38m×1.05m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和60年9月18日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年9月13日 免許証交付日 令和4年10月12日 （令和9年10月14日まで有効） |
| 死傷者等 | 重傷 1人（船長） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、海面水温 約15℃ |
| 事故の経過 | 本船は、船長ほか乗組員1人が乗り組み、たこ箱漁の操業の目的で、令和5年11月8日08時ごろ、森港の東港物揚場岸壁を発進し、同港の東北東方0.9M付近の漁場に向かった。 本船が使用するたこ箱漁の漁具（以下「本件漁具」という。）は、両端に錘 ^{おもり} （石）を取り付けた幹繩に、プラスチック製のたこ箱20個を枝繩で結び付けて同箱を海底にはわせ、瀬繩の上端に漁具の位置を示す浮標及び旗竿 ^{ざお} を取り付けて、海面上に設置するものである。 （図1参照） |

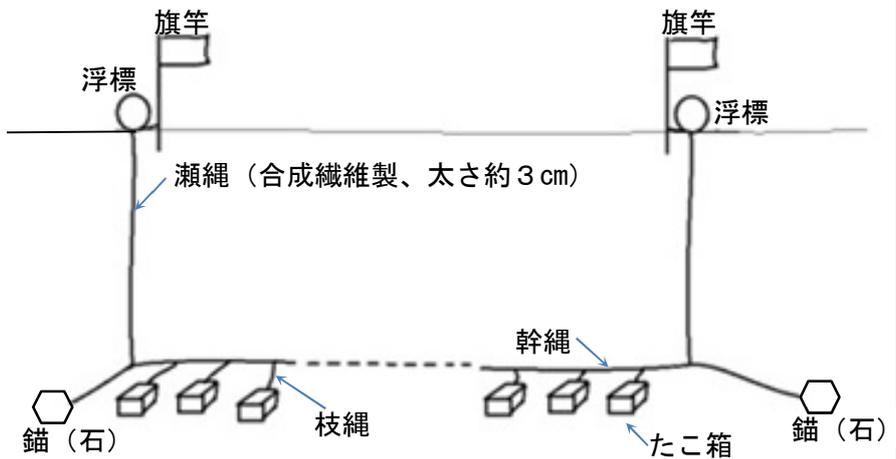


図1 本件漁具の状況

本船は、漁場に到着後、陸側（南東方）から沖側（北西方）に伸びる本件漁具の陸側端からたこ箱を揚げる作業を開始し、船首を北西方に向け、主機を中立運転として漂泊し、船長はハヤスケ（棒の先に鉄製の鉤^{かぎ}を付けた漁具）を使用して浮標を船体に引き寄せた。（図2参照）

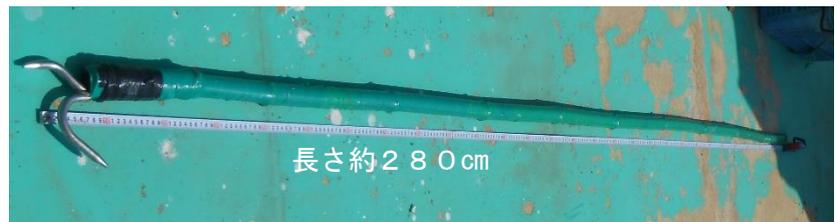


図2 ハヤスケの状況

船長は、右舷船首部に装備された鼓形状の油圧式ドラム（以下「本件ドラム」という。）の船尾側至近に立ち、引き寄せた瀬縄を本件ドラムに掛けて、機側の操作レバーを操作し、船内に漁具を取り込む方向に本件ドラムを回転させて、本件漁具の引揚げを始めた。（図3参照）



図3 船長の作業状況（再現）

船長は、漁獲の状況が気になり、たこ箱の様子を見ようとして海面付近に視線を向け、瀬縄を左右の手で交互に引いて船内に取り込んでいたところ、最初のたこ箱が海面付近に達した08時20分ごろ、瀬縄が左手親指に絡まり、一瞬の内に、瀬縄が絡んだ左手ごと体が引っ張られて、本件ドラムに巻き込まれた。

乗組員は、船内に取り込み済みの瀬縄等を整理する作業を終えて、後部甲板から前部甲板に移動を始めたところ、船長が本件ドラムに巻き込まれ、逆立ち状態となっているのが見えたので、急いで駆け寄ったものの、瀬縄の絡みから左手が外れた船長が、右舷ブルワークを越えて落水した。（図4参照）

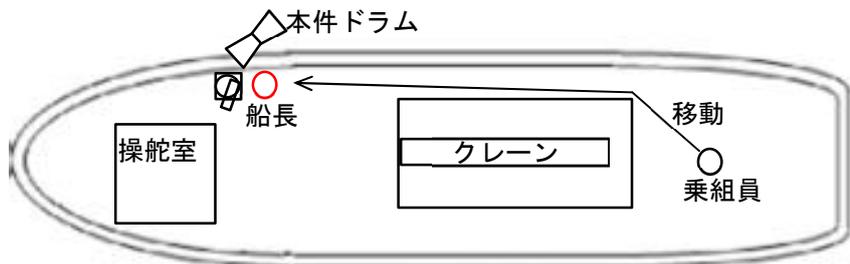


図4 乗組員の配置状況

乗組員は、直ちに本件ドラムを停止し、海面上に浮かぶ船長の衣服にハヤスケを引っ掛けて、本船の右舷側付近に引き寄せたものの、1人では船上に引き揚げることができなかったので、船長が着用していたカップにロープを結び、他端を右舷ブルワーク内側に設置された汎用パイプに結び付けて流されないように固定した。

| | |
|---------------|---|
| | <p>乗組員は、所属する漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）に携帯電話で救助を求めようとしたところ、電話番号が分からなかったため友人に電話を掛け、電話を受けた友人が救急車の出動を要請し、乗組員は友人から聞き出した電話番号から、所属漁協に事態を連絡して救助を求めた。</p> <p>所属漁協職員は、漁業無線により所属する各漁船に本船の救助に向かうよう呼び掛けたところ、本船の付近にいた僚船が来援して僚船乗組員が本船に乗り込み、本船のクレーンを使用して船長を助け上げ、本船は、その後、別の僚船乗組員が操船して帰港した。</p> <p>船長は、帰港後、岸壁で待機していた救急車及びドクターヘリにより病院に搬送されて、頸椎脱臼骨折、頸髄損傷、左肘関節脱臼との診断を受け、約7週間の入院加療を受けた。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の状況（船首方より）、写真2 本船の状況（船尾方より） 参照）</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長は、たこ箱漁の経験が約15年あり、近年は陸上の仕事の傍ら、週に2日程度出漁していた。また、本事故当日の体調に異常はなかった。</p> <p>船長及び乗組員は、いずれもカッパ上下、薄手のゴム手袋、ゴム長靴を着用し、膨張式救命胴衣を装備していた。なお、ゴム手袋は手のサイズに合ったもので、着用して指先が弛む等のことはなかった。</p> <p>本件ドラムは、操舵室の船内油圧機器のメインスイッチで停止できるほか、機側に操作レバーがあり、非常時にロープを切断する目的のナイフを同レバーにぶら下げて準備していた。</p> <p>本件ドラムの操作レバーは、船内に向けてレバーを引くと漁具を船内に取り込む方向に、船外に向けて押すと漁具を繰り出す方向に回転し、また、レバーを中央の位置にすると停止して、レバーを倒す角度に応じて回転速度が上下するものであった。（図5参照）</p> <div data-bbox="695 1509 1302 1962" data-label="Image"> </div> <p>図5 本件ドラムの操作レバー</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>船長は、一瞬のうちに左手親指に瀬縄が絡まり、目を離していたこともあって、どのようにして同縄が絡まったのか分からなかった。</p> <p>船長は、ふだんのように本件ドラムを最大の回転速度として瀬縄の取り込み中、漁獲の状況が気になり、海面付近に視線を向けていたところ、左手親指に瀬縄が絡まった。指に絡まり、取り込むことができなくなった瀬縄に弛^{たる}みが生じて本件ドラムに絡み付き、左手ごと体が引っ張られて、一瞬のうちに本件ドラムに巻き込まれてしまったと本事故後に思った。</p> <p>(図6 参照)</p> <p style="text-align: center;">図6 事故に至る状況 (イメージ)</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> | <p>あり なし なし</p> <p>本船は、森港東北東方沖において、たこ箱漁の操作中、船長が、本件ドラムから延びる瀬縄を左右の手で交互に引いて取り込んでいたところ、漁獲の状況が気になり、たこ箱の様子を見ようとして海面付近に視線を向け、手元の作業に注意を払っていなかったことから、左手親指に同縄が絡まり、船内に取り込めなくなった瀬縄に弛みが生じて本件ドラムに絡み付き、左手親指ごと体が本件ドラムに巻き込まれ、負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、回転速度を最大とした本件ドラムの回転に合わせ、瀬縄を左右の手で交互に素早く引いて作業しており、手元から目を離した状態で瀬縄を勢いよく引いた弾みで、ゴム手袋を着用した左手親指に同縄が絡んだ可能性があると考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、森港東北東方沖において、たこ箱漁の操作中、船長が、本件ドラムから延びる瀬縄を左右の手で交互に引いて取り込んでいたところ、漁獲の状況が気になり、海面付近に視線を向けて手元の作業に注意を払っていなかったため、左手親指に同縄が絡まり、瀬縄が絡まった左手親指ごと体が本件ドラムに巻き込まれたことにより、発生したものと考えられる。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラム等の漁労機器を使用して作業を行う者は、作業中の手元から目を離さず、ロープが指等に絡まないよう細心の注意を払って作業すること。 ・船長は、ドラム等の漁労機器を使用して行う作業において、重大な人身事故が発生するおそれがあるので、作業員に対し、事故防止について定期的な指導を徹底すること。 ・船長は、事故発生等に備え、118番通報を含む緊急時の連絡先を操舵室内に掲示する等して、乗組員に周知すること。また、事故が発生した際は、速やかに海上保安庁に通報するよう指導すること。 ・ドラム等の漁労機器を使用して作業を行う者は、作業に支障がない範囲で回転速度を抑えて使用することが望ましい。 |
|---------------------|---|

付図1 事故発生場所概略図

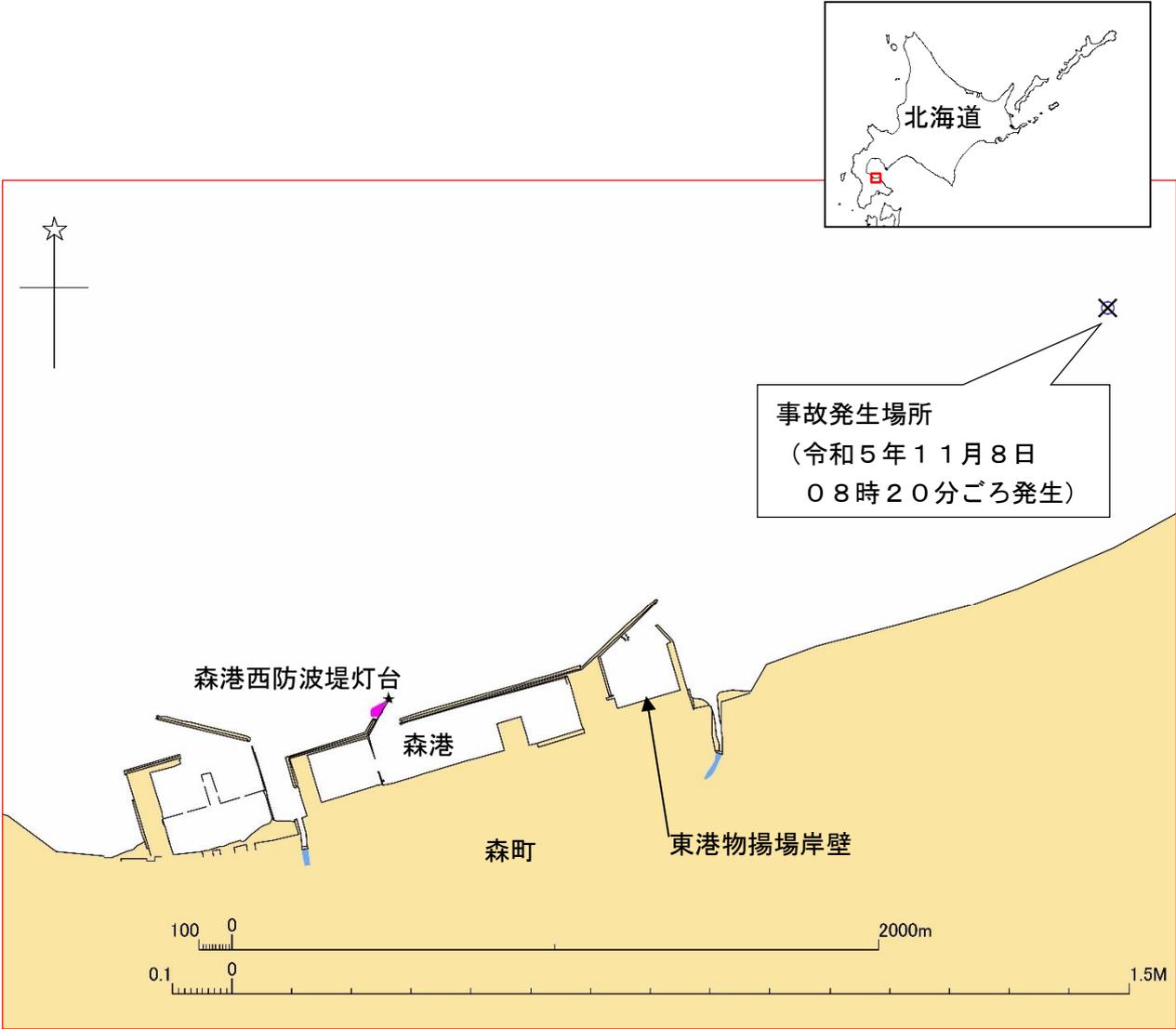


写真1 本船の状況（船首方より）

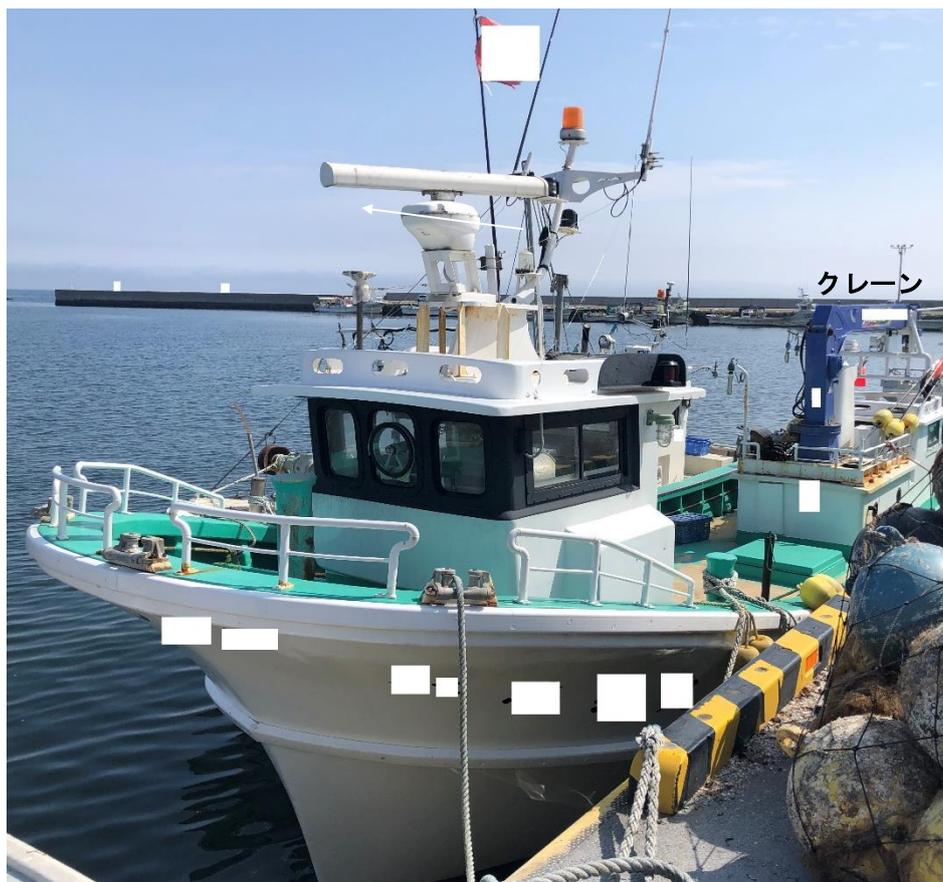


写真2 本船の状況（船尾方より）

